ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

五　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

六　法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

［七　略］

八　法第四十一条第二項に規定する電気通信設備　次に掲げる書類

［イ　略］

ロ　交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図

［ハ～チ　略］

リ　その他イからチまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

九　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

［七　同上］

八　［同上］

［イ　同上］

ロ　交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図

［ハ～チ　同上］

リ　その他イからチまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

九　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料